

復権令案参照条文

目次

○ 恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）（抄）	1
○ 恩赦法施行規則（昭和二十二年司法省令第七十八号）（抄）	1
○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）	2

○ 恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）（抄）

第九条 復権は、有罪の言渡を受けたため法令の定めるところにより資格を喪失し、又は停止された者に対して政令で要件を定めてこれを行い、又は特定の者に対してこれを行う。但し、刑の執行を終らない者又は執行の免除を得ない者に対しては、これを行わない。

第十条 復権は、資格を回復する。

2 復権は、特定の資格についてこれを行うことができる。

○ 恩赦法施行規則（昭和二十二年司法省令第七十八号）（抄）

第十三条 恩赦法第十四条の規定により判決の原本に付記をなすべき検察官は、有罪の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官とする。

第十四条 検察官は、恩赦法第十四条の規定により判決の原本に付記をした場合において、訴訟記録が他の検察庁に在るときは、その検察庁の検察官にその旨を通知しなければならない。

2 前項の通知書は、これを訴訟記録に添付しなければならない。

第十五条 有罪の言渡しを受けた者で大赦により赦免を得たものは、有罪の言渡しをした裁判所に対応する
検察庁の検察官に申し出て、その旨の証明を受けることができる。政令により復権を得た者も、同様であ
る。

○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（刑の時効）

第三十一条 刑（死刑を除く。）の言渡しを受けた者は、時効によりその執行の免除を得る。

（時効の期間）

第三十二条 時効は、刑の言渡しが確定した後、次の期間その執行を受けないことによつて完成する。

- 一 無期の懲役又は禁錮については三十年
- 二 十年以上の有期の懲役又は禁錮については二十年
- 三 三年以上十年未満の懲役又は禁錮については十年
- 四 三年未満の懲役又は禁錮については五年

五 罰金については三年

六 拘留、科料及び没収については一年

(刑の消滅)

第三十四条の二 禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで十年を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで五年を経過したときも、同様とする。

2 刑の免除の言渡しを受けた者が、その言渡しが確定した後、罰金以上の刑に処せられないで二年を経過したときは、刑の免除の言渡しは、効力を失う。